

記者発表資料

令和7年4月25日

水産林政部林業振興課

地域林業振興班（内線2914）

担当：工藤、佐々木

電話：022-211-2914

rinsint@pref.miyagi.lg.jp（班代表）

登米市、栗原市及び大崎市「こしあぶら」の 出荷制限一部解除について

令和7年4月25日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、下記のとおり出荷制限の一部解除について指示がありましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

平成24年5月7日付け及び平成24年5月9日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されている登米市、栗原市及び大崎市の「こしあぶら」のうち、非破壊式放射能測定装置により基準値以下であることが確認された「こしあぶら」。

2 経過

- (1) 平成24年5月7日付けで、原子力災害対策本部長から登米市及び栗原市に対し、「こしあぶら」の出荷制限が指示。
- (2) 平成24年5月9日付けで、原子力災害対策本部長から大崎市に対し、「こしあぶら」の出荷制限が指示。
- (3) 令和6年7月1日、厚生労働省の通知により、非破壊式放射能測定装置により検査を行った「こしあぶら」のスクリーニング値が52ベクレル/kgと規定。
- (4) 登米市、栗原市及び大崎市において検査体制が整ったことから、令和7年4月10日付けで「こしあぶら」に係る出荷制限の一部解除を申請。

3 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 解除の対象となる出荷者は、県の認証登録を受け出荷する。
- (2) 認証登録者の出荷物には、販売単位ごとに品目、採取地、収穫日並びに認証登録者の住所及び氏名を明示し、認証登録された販売施設（近隣の直売所、道の駅等）に限定して販売する。
- (3) 県は、流通業者等に対し、認証登録者情報を周知するとともに、登米市、栗原市及び大崎市と連携して巡回指導及び監視を実施する。
- (4) 登米市、栗原市及び大崎市による検査は、出荷するこしあぶらの全量について実施し、非破壊検査により安全を確認する。
- (5) 県は、出荷前に3検体以上の検査を実施するとともに、出荷期間中に毎週1検体以上の定期検査を実施する。

4 出荷制限と解除の状況（参考）

こしあぶらのお荷制限は、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町及び南三陸町へお荷制限指示がだされている。

この度、登米市、栗原市及び大崎市で初めて一部解除となったもの。

※ 令和7年4月25日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については、別紙「林産物の出荷制限及び自粛等の状況」のとおり。

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

令和7年4月25日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	こしあぶら (ごみ)	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木むきたけ	野生きのこ	原木なめこ	備 考 (制限/自粛)
白石市	●24.1.16 ※24.1.16				(●24.5.1) ※27.4.24解除							制1
角田市	※H30.4.24(1名)解除 ●24.3.15											制1 一部解除1
蔵王町	※H5.8.18(1名)解除 ●24.5.10 ※H29.7.11(1名)解除 ※H29.11.28(2名)解除 ※H29.12.14(1名)解除 ※H30.4.27(1名)解除 ※R1.8.8(1名)解除 ※H2.17(1名)解除 ●24.4.5 ※H30.4.24(1名)解除 ●24.5.7			●24.5.11								制1 一部解除1
七ヶ宿町												制2 一部解除1
村田町										●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町										○06.10.30		制1 自1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※H31.2.14(1名)解除				●24.5.1 旧耕野村解除 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小森村解除 ※30.11.28 旧藤村、旧大内村解除 ※R4.3.30 旧金山町、旧館欠間村、旧大森村(非破壊検査)解除		●24.5.11 ※02.4.15 戦場ものに限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.7 ※H27.2.18(2名)解除 ※H27.7.21(3名)解除 ※H28.1.8(2名)解除 ※R1.10.1(1名)解除 ※R2.3.5(1名)解除 ※R4.1.21(1名)解除 ※R4.6.23(1名)解除 ※H5.12.23(1名)解除 ●24.4.27 ※H30.1.8(1名)解除 ※R3.1.9(1名)解除								●26.9.24			制2 一部解除1
名取市												制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※H27.2.18(1名)			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※H29.3.31 (1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※H27.4.10(1名)解除 ※H27.9.28(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.2.13(1名)解除 ※R4.12.1(1名)解除 ※R6.5.20(1名)解除		(●24.4.27) ●24.5.9 ※07.4.25 こしあぶら(非破壊検査)解除 ※による全量検査)解除		(●28.6.7 旧三本木町に限り) ※30.10.25解除	●26.4.25 ※4.2.9解除	●24.5.17 ●30.5.28			●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ(非破壊検査)解除 ※06.12.25 野生きのこのうち、くりたけ(全量検査)解除		制5 一部解除3
加美町	●24.4.27 ※H27.9.11(2名)解除のうち、1名登録解除 ※H28.9.17(1名)解除 ※H28.12.19(1名)解除 ※H29.4.6(1名)解除 ※H29.8.8(1名)解除 ※H30.1.12(1名)解除 ※R2.1.10(1名)解除 ※R6.7.25(1名)解除		(●24.5.2) ※27.5.25解除				●30.5.28					制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※H29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※H28.1.25(1名)解除 ※H28.6.2(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.9.10(1名)解除 ※R1.12.16(1名)解除 ※R3.12.16(1名)解除 ※R4.7.1(1名)解除 ※R5.1.16(1名)解除 ※R5.11.21(1名)解除 ※R6.12.20(1名)解除		(●24.4.27) ※30.11.13解除	●24.5.7 ※07.4.25 こしあぶら(非破壊検査)解除 ※による全量検査)解除	●24.6.29 ※27.7.17 旧鶴巻町、旧高清水町、旧瀬崎町、旧志波崎町解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一迫町解除 ※R5.3.8 旧栗駒町、旧栗沢町、旧金成町、旧花山村における定められた区域において解除	●26.4.25 ※R5.2.17 旧栗駒町、旧栗沢町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬崎町、旧金成町、旧志波崎町		○23.11.16 ※28.2.2(1名)解除 ※30.1.19(1名)解除 ※1.12.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除 ※3.12.15(1名)解除 ※5.11.21(1名)解除	●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ(非破壊検査)解除 ※06.12.25 野生きのこのうち、くりたけ(全量検査)解除			制5、自1 一部解除6
石巻市	●24.4.19 ※R2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※H26.8.26(2名)解除 ※H27.2.13(2名)解除 ※H28.4.22(1名)解除			●24.5.7 ※07.4.25 こしあぶら(非破壊検査)解除 ※による全量検査)解除						●04.2.9		制3 一部解除2
気仙沼市	●24.4.11 ※H27.8.25(1名)解除		(●24.5.9) ※29.7.25解除	●24.5.11		(●26.4.25) ※30.8.6解除	●24.5.11			●02.12.25 ※03.9.10 野生マツタケ(非破壊検査)解除	○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除のうち、1名登録解除 ※1.12.18 (1名)解除	制4、自1 一部解除3
南三陸町	●24.4.11 ※H27.7.17(1名)解除 ※H27.12.25(1名)解除 ※H29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	1	3	2	0	7	0	制4 3
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	自4

凡 例 ●出荷制限指示の月日○出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計63名
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計6名
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計4名

*「出荷自粛」と「出荷制限」

- ・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
- ・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部(内閣府)から出荷制限指示される。
- 注「原木しいたけ(露地)」「施設栽培」・原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。